

2019年3月吉日

お客様各位

株式会社ライフローラ

消費税法改正の当社の対応について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より当社の婚礼サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日から消費税法が改正され、消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなっております。

それとともに、今回の消費税法改正では、以下の特例が定められております。

1. 飲食料品等に対する軽減税率(8%)
2. 結婚式・披露宴等の契約に関する経過措置

そこで、当社における消費税法改正の対応を下記のとおりとさせていただきますのでご案内申し上げます。

なお、当社の婚礼サービスにおける消費税の課税計算に係るご質問等ございましたら、当社の婚礼担当者までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. ご結婚披露宴の消費税率

原則：ご披露宴日が2019年9月30日まで・・・8%
ご披露宴日が2019年10月1日以降・・・10%

2. 「経過措置」の適用について

(1) 経過措置の概要

原則では、ご披露宴日で消費税率が判断されますが、経過措置では2019年3月31日までに契約が完了している場合には、ご披露宴日が2019年10月1日以降であっても消費税率は旧税率(8%)で課税されます。

(2) 当社の婚礼サービス契約における消費税対応

当社のご婚礼契約が完了するためには、以下の 2 条件が必要です。(結婚披露宴規約第 1 条)

- ① 申込書への署名
- ② 申込金のお支払

従いまして、2019 年 3 月 31 日までに申込書へ記入及び署名をいただき、申込金の支払をしていただいた場合には、経過措置を適用し、婚礼サービスに対し 8%を適用いたします。なお、「経過措置」については、その適用を受けている旨をお客様に通知する必要がありますので、「お見積書」、または「ご請求書」にその旨の記載をさせていただきます。

(3) 契約金額に変更があった場合

当初契約が 2019 年 3 月 31 日までに締結され、経過措置が適用となった契約において、2019 年 4 月 1 日以降に、契約金額が変更になった場合は、以下のような対応となります。

なお、増額及び減額の判断は、当初契約の合計額(税抜)と変更後の契約金額の合計額(税抜)との差額で判断します。

- ① 契約金額が増額となる場合
増額部分は 10%での課税となります。

- ② 契約金額が減額となる場合
減額される部分に係る消費税率は 8%となります。

例) < 3 月 31 日までのお見積金額(契約金額)>

1,000,000 円→消費税 80,000 円(8%)

< 4 月 30 日にお見積(契約)の変更を行なった場合>

3 月 31 日までのお見積金額(契約金額)を、

・下回った場合…950,000 円→消費税 76,000 円(すべて 8%)

・上回った場合…1,100,000 円→1,000,000 円分:消費税 80,000 円(8%)

+100,000 円分:消費税 10,000 円(10%)

3. 契約が 2019 年 4 月 1 日以降でご結婚披露宴が 2019 年 9 月 30 日までに行われる場合

婚礼サービスが 2019 年 9 月 30 日までに実施される場合、原則通り消費税率は 8%となります。

4. 軽減税率の適用について

2019年10月1日以降消費税改正後も、飲食料品に対しては軽減税率(8%)が適用されることとなります。引き出物で引き菓子等を選択された場合には、軽減税率(8%)が適用されます。引き出物の適用税率については、当社の婚礼担当者に確認いただけますようお願い申し上げます。

以上

区分		税率
①	2019年9月30日までのご結婚披露宴が行われる場合【原則】	8%
②	2019年3月31日までに契約が締結され、2019年10月1日以降のご結婚披露宴が行われる場合【経過措置】	
③	2019年3月31日までに契約が締結され、2019年10月1日以降にご結婚披露宴が行われる場合で、契約締結後に契約金額が減額となった場合の減額部分	
④	2019年4月1日以降に契約が締結され、2019年10月1日以降にご結婚披露宴が行われる場合【原則】	10%
⑤	2019年3月31日までに契約が締結され、2019年10月1日以降にご結婚披露宴が行われる場合で、契約締結後に契約金額が増額となった場合の増額部分	
⑥	引き出物のうち飲食料品となるもの	8%